

## 函館市救急医療情報キット（安心ボトル）配付事業実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、かかりつけ医療機関、持病等に関する事項を記載した救急医療情報用紙等を保管するための救急医療情報キット（以下「安心ボトル」という。）を配付することにより、万一の際の迅速で適切な救命活動に役立て、高齢者の日常生活の安心および安全の確保を図るために実施する函館市救急医療情報キット（安心ボトル）配付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （配付内容）

第2条 安心ボトルの配付内容は、次のとおりとする。

- (1) 保管ボトル 1本
- (2) 救急医療情報用紙 1枚
- (3) シール 2枚
- (4) パンフレット 2枚

### （対象者）

第3条 安心ボトルの配付を受けることができる者は、市の区域内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) その他市長が必要と認める者

### （費用）

第4条 安心ボトルは、無償で配付する。

### （申込み）

第5条 安心ボトルの配付を受けようとする者は、別記様式の申込書により、市長に申し込まなければならない。

### （配付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは安心ボトルを配付する。

- 2 配付する安心ボトルの数量は、1人につき1式とする。
- 3 安心ボトルの配付を受けた者は、当該安心ボトルを破損し、汚損

し、または紛失したときは、別記様式の申込書により、市長に申し込み、配付を受けることができる。

(台帳の整備)

第7条 市長は、安心ボトル配付者名簿を備え、安心ボトルを配付した者の氏名その他必要な事項を記載しておくものとする。

(安心ボトルの管理)

第8条 安心ボトルの配付を受けた者は、救急医療情報用紙に必要な事項を記載の上、保管ボトルに収納し、所定の場所に保管するとともに、救急医療情報用紙の記載内容に変更があったときは、速やかにその更新をするよう努めるものとする。

2 安心ボトルの配付を受けた者は、これを他人に譲渡し、または貸し付けてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第3条第2号および第5条の規定は平成25年2月1日から施行する。
- 2 平成24年5月31日において現に第3条第1号に掲げる者に該当すると市長が認めた者については、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による申込みは要しないものとする。

別記様式（第5条，第6条関係）

函館市救急医療情報キット（安心ボトル）配付等申込書

年 月 日

函館市長 様

救急医療情報キット（安心ボトル）の配付（再配付）を受けたいので、次のとおり申し込みます。

申込 （対象） 者	住 所	函館市		
	氏 名		生年 月日	明治 大正 年 月 日 昭和
	電 話 番 号	- -		
	配付を 受ける 事 由	ア 65歳以上のひとり暮らし高齢者であるため イ 安心ボトルを（破損・汚損・紛失）したため ウ その他 状況：		
代 理 人	住 所			
	氏 名			
	申込者 との関係			

※ 以下は，記入しないでください。

交 付 番 号		備 考	
身 分 確 認 し た 書 類	・健康保険証 ・運転免許証 その他（ ）		

上記のとおり，安心ボトルを配付したい。

（所管課）

（受付課）

参 事	主 査	担 当

課 長	主 査	担 当

配付日
/